

送付5-3, 5-11 陳情審査部分：令和5年3月13日 議会運営委員会（未定稿）

午後3時32分再開

○永田委員長 大変お待たせいたしました。議会運営委員会を再開いたします。
陳情審査に入ります。

前回の委員会から継続審査となっております、①送付5-3、「千代田区議会は、東京地方裁判所で「詐欺罪相当」の判決を受けた下記の区議会議員の辞職勧告決議を行うことを要請する」の陳情。②送付5-11、令和5年千区議会第160号陳情に対し迅速な調査検討を求める陳情の審査に入りますが、その前に、千代田区議会委員会条例第14条の規定に基づき、当事者であるたかざわ委員の退室をお願いいたします。

〔たかざわ委員退室〕

○永田委員長 小枝議員より、当委員会における発言の申し出が前回ありました。賛成の方の挙手を求めます。（発言する者あり）

小枝議員より、当委員会における発言の申し出が前回ありましたので、賛成の方の挙手を求めます。委員外議員の発言の許可の賛成の方の挙手を求めます。小枝議員の発言を認めるかどうかの、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○永田委員長 賛成者少数ではございますが、途中で休憩をして、その場で小枝議員の発言を受けたいと思いますが、そういう形でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

小枝議員の発言につきましては、私がそのあと要約をしたものを読み上げて、議事録に載せたいと思います。その確認もいたしますので、ご了承をお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、陳情審査を続けます。

前回の当委員会で委員全員の皆様のご意見をお聞きしております。（発言する者あり）
委員会を休憩します。

午後3時34分休憩

午後3時46分再開

○永田委員長 それでは委員会を再開いたします。

たかざわ委員は自席にお戻りください。（発言する者あり）

よろしいでしょうか。戻っていただいて。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

委員会続けます。

前回の当委員会で、委員全員の皆様のご意見をお聞きしております。はじめに、その中のご意見をまとめましたので、読み上げます。

そもそもこの陳情は、受理するべきではなかった。これに対し、事務局より受理は事務的に行うもので、取り扱いについても、各派協議会で確認している。

この件は、すでに議会として決着済みで、辞職勧告には当たらない。

判決内容について、議会は検証する場ではない。

議会では、政務活動費の運用について改善を繰り返してきた。その改善の中身が区民に

送付5-3, 5-1 1 陳情審査部分：令和5年3月13日 議会運営委員会（未定稿）

○永田委員長 委員会再開いたします。

委員長として、集約した案文がございますので、皆様にお配りいたしました。ご確認ください。読み上げます。

政務活動費の使途基準の見直しについては、これまで政務活動費交付額等審査会を設置し、弁護士、地域の方よりのご指摘を踏まえ、改善に向け取り組んできました。

その一つの成果として、政務活動費の手引きを策定し、議会全体で適正な運用に努めてきたところです。

しかしながら、陳情にあるように、政務活動費に対するご懸念があることは承知しております。

今後は、過去の反省に立って、改めて議会として政務活動費の厳正な運用に取り組んでまいります。

この、委員長として集約した案文と、皆様よりいただいた意見、本日と前回の議事録をもって2件の陳情者にお返ししたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○長谷川委員 申し訳ありません。一言述べさせていただきたいです。

この集約にある「政務活動費に対するご懸念」というのは、そのとおりなんですけれども、陳情に対してのこの、間違っただご認識があったっていう、事実誤認という言い方でいいかどうかはわからないんですけど、そここのところが入っていないんですけども、そこは入れられないでしょうか。

○永田委員長 先ほど意見の中で申し上げたとおり、判決内容について議会は検証する場ではないということを確認しております。そのようにご理解をお願いいたします。

○長谷川委員 はい。

○永田委員長 そういったご意見があることは承知しております。

○長谷川委員 はい。そういうことであれば、申し訳ないんですけども、私も皆さんからいただいた大事な一議席ですので、この件については、大変申し訳ないんですけども、拒否権っていったらいいか、わからないんですけども、退席させていただきたいと思います。（発言する者あり）よろしいでしょうかというところでは、私はそこに賛同はできないので、申し訳ないんですけども、このあともう一度確認されると思うんですけども、私はこの案文についての賛同はできないので、ここは退席させていただきたいと思います。

○永田委員長 休憩します。

午後4時19分休憩

午後4時28分再開

○永田委員長 では、委員会再開いたします。

先ほど読み上げました案文に対して、ご意見ありましたらお願いします。

○木村副委員長 当該陳情に対しての各委員の問題認識というのは、非常に多様だと思えます。ですから、この集約で一致させるためには「この陳情にあるように」という部分を削除したほうが、より集約にふさわしいんじゃないかというふうに思います。

○永田委員長 はい。

○木村副委員長 ご検討ください。

○永田委員長 木村副委員長からご意見いただきました。

送付5-3, 5-11 陳情審査部分：令和5年3月13日 議会運営委員会（未定稿）

そのようにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

それでは「陳情にあるように」という部分を削除いたします。

先ほど長谷川委員からご意見がございました。そのうえでもう一度皆様におはかりいたします。

委員の皆様より頂いたご意見と、前回と本日の議事録をもって、2件の陳情者にお返しするというところでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

それでは、以上をもって、2件の陳情審査を終了いたします。

最後に、次回の議会運営委員会の開催日時について。明日3月14日火曜日、午前11時30分から開会いたします。

以上をもちまして議会運営委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後4時30分閉会